

## 国分寺市教育委員会議事録・第4－1号

会議の種類 第3回国分寺市教育委員会定例会  
会議の日時 令和6年3月21日(木) 午前10時00分  
会議の場所 国分寺市立教育センター 2階 203・204号室

### 会議の出席者

#### (教育委員会)

|          |         |
|----------|---------|
| 教育長      | 古 屋 真 宏 |
| 教育長職務代理者 | 大 木 桃 代 |
| 委 員      | 辻 亜希子   |
| 委 員      | 武 内 彰   |

#### (説明員)

|              |         |
|--------------|---------|
| 教育部長         | 可 児 泰 則 |
| 教育総務課長       | 廣 瀬 喜 朗 |
| 学務課長         | 柳 功 一   |
| 学校指導課長       | 高 橋 美 香 |
| 学校教育担当課長     | 關 友 矩   |
| 指導主事         | 稲 村 望   |
| 社会教育課長       | 日 高 久 善 |
| ふるさと文化財課長    | 新 出 尚 三 |
| 市史編さん担当課長    | 一 ノ 瀬 理 |
| 公民館課長兼本多公民館長 | 本 多 美 子 |
| 図書館課長兼本多図書館長 | 有 賀 真由美 |

#### (事務局)

|     |         |
|-----|---------|
| 書 記 | 保 谷 裕 子 |
| 書 記 | 渡 邊 晃 世 |
| 書 記 | 山 口 徹   |

傍聴人 2人

## 〔開会と署名委員の指名〕

午前10時00分、教育長は開会を宣言し、署名委員として3番武内委員、4番大木教育長職務代理者を指名した。

## 〔前会議事録の承認〕

・令和6年1月25日開催の令和6年第1回国分寺市教育委員会議事録第1号

## 〔教育長等の報告〕

**教育長** おはようございます。お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

3月19日に中学校の卒業式が挙行されました。委員の皆様方にも御参加をいただきありがとうございました。私が参加した第二中学校では、生徒がすばらしい態度で、凛とした姿で感動的な式でした。コロナ禍で大変苦労が多かった子どもたちかと思えます。子どもたちの門出を祝い、新たな飛躍を期待したいと思います。また、明日は小学校の卒業式もあります。委員の皆さま方、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、藤井委員が欠席です。

## 〔議事〕

**教育長** 議案第8号「国分寺市教育委員会管理職職員の人事異動について」及び議案第9号「国分寺市教育委員会指導主事の異動について」は、国分寺市教育委員会会議規則第7条に規定する人事等に関する案件のため、秘密会で審議を行いたいと思います。

秘密会開催には、国分寺市教育委員会会議規則第7条の規定により、出席委員の3分の2以上の議決を要しますので、皆様方にお諮りいたします。いかがでしょうか。

**全委員** 異議なし。

**教育長** 全員賛成をもって秘密会の開催は可決されました。

国分寺市教育委員会会議規則第8条の規定により、関係者以外の方は退室をお願いします。なお、事務局は退出される方々の誘導をお願いします。

－秘密会－（午前10時03分～午前10時10分）

## 3 議案第10号 国分寺市教育委員会事務局処務規則及び国分寺市教育委員会職員の職務等に関する規則の一部を改正する規則について＜教育長提出＞

（議案の内容と説明）

組織改正により設置する市史編さん室に係る規定の整備等をするため、必要がある。

**教育総務課長** 改正文と新旧対照表の両方を御覧ください。本改正については、改正契機が同一ゆえ、2本の条立ての改正になっています。新旧対照表の表面の改正規定の第1条、事務局庶務規則の改正については、今年度末をもって教育部内の市史編さん担当課長の担当課長ポストを廃止し、次年度当初より新たに課として独立をした市史編さん室を設置して、来年度より課長職として市史編さん室長を置く組織改正を行うというものです。

また、新旧対照表の裏面の改正規定の第2条、職員の職名等に関する規則の改正ですが、こちらは課長職区分の職員の役職に新たに「室長」を加えるという改正を行うものです。

いずれの改正規定も、施行期日は令和6年4月1日からです。

(意見・質疑の要旨)

な し

(採決)

原案どおり可決 (全員一致)

**4 議案第 11 号 国分寺市教育委員会事務決裁規程及び第 3 次国分寺市教育ビジョン策定検討委員会設置規程の一部を改正する訓令について<教育長提出>**

(議案の内容と説明)

組織改正により設置する市史編さん室に係る規定の整備をするほか、文言の整備をするため、必要がある。

**教育総務課長** こちらの改正についても、改正契機が同一であり、2本の条立ての改正となっていて、第1条及び第2条の改正とともに、従前の議案第10号と同様、市史編さん室の設置に伴うもののほか、文言整理等を行うため、訓令の一部改正をしたいということです。施行期日は、いずれも令和6年4月1日です。

(意見・質疑の要旨)

な し

(採決)

原案どおり可決 (全員一致)

**5 議案第 12 号 国分寺市教育委員会会計年度任用職員の採用、勤務時間、報酬等に関する規則の一部を改正する規則について<教育長提出>**

(議案の内容と説明)

会計年度任用職員の職の区分及び職名に係る規定を整備するため、必要がある。

**教育総務課長** 新旧対照表を御覧ください。表面の上段の制定附則の第5項の改正ですが、報酬に係る経過措置の規定の適用を受ける、学校指導課にて任用している言語相談業務に従事する教育相談員の職名を括弧書きで明示をして、わかりやすく整理をするということです。

また、その下の別表第1の改正については、学校指導課にて任用する教育相談員について、心理、言語相談に従事する職能区分を第1区分、教育相談に従事する者の職の区分を第2区分に整理するとともに、ふるさと文化財課にて任用する古文書解読業務に従事する者の職能区分を第4区分から第2区分に改めることで、人材確保につなげたいということです。

その他、第4区分に規定されています遺跡調査員、史跡保存整備担当及び史跡整備普及補助担当の各職名については、今回の改正に併せて、統合等を図っていきたいということで字句を改めるものです。

施行期日は、令和6年4月1日です。

(意見・質疑の要旨)

**辻委員** 別表第1で質問します。新しいものの職名で言いますと、太字で「教育相談員」

の中に「(心理)」、「(言語)」、「(教育)」と3種類あります。そのうち教育については第2区分、心理と言語は第1区分になっていますが、これは何か違いがあるのでしょうか。

**学校指導課長** それぞれ必須条件としている免許等、その資格要件に関わっています。例えば、「教育相談員(心理)」ですが、心理士として勤務をするためには心理士の資格、これは専門の修士課程を経た上で、専門の国家資格を取得した上での勤務ということになります。

ただ、教育に関しては、学士である教員の免許を必須としているということで、第2区分相当であろうと、このような整理をしています。

**辻委員** そうしますと、「(教育)」の分野で、第1区分に相当する職名の方がいるのでしょうか。

**学校指導課長** 「(教育)」に関しては、従前の主任教育相談員、こちらは教育管理職を必須条件としていますので、こちらが教育の専門ということになります。

(採決)

原案どおり可決(全員一致)

## 6 議案第13号 国分寺市教育委員会エネルギー管理統括者等設置規程の一部を改正する訓令について<教育長提出>

(議案の内容と説明)

エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)等の一部改正に伴い、引用条項の整理等をするため、必要がある。

**教育総務課長** 新旧対照表を御覧ください。本改正については、エネルギーの使用の合理化等に関する法律及び同法律施行規則の改正などに伴い、引用条項の整理を行うものです。

第1条及び第2条第2項第4号では、それぞれの法令の改正後の題名に改めて、第3条第1項第2号では、規定中の「エネルギー管理士免状」、こちらについて当該免状の用語の意義を明確にして、解釈上の疑義をなくすために括弧書きの定義規定を加えるというものです。

施行期日は、公表の日から施行日ということです。

(意見・質疑の要旨)

な し

(採決)

原案どおり可決(全員一致)

## 7 議案第14号 国分寺市公立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について<教育長提出>

(議案の内容と説明)

夏季休業日の期間を改正するため、必要がある。

**学校教育担当課長** 新旧対照表を御覧ください。現行では夏季休業日を7月21日から8月24日までとしていましたが、改正後は7月21日から8月31日としています。これは近年の気候の状況から猛暑日が続く予想され、熱中症の危険を軽減すること。また中央教育審

議会の提言、教師を取り巻く環境整備について、緊急的に取り組むべく施策に各学校における授業時数や学校行事の在り方の見直しが示され、標準授業時数を大幅に上回っている教育課程の編成は、工夫・改善等を行い、指導体制に見合った計画とする必要があるとされています。これらのことから、夏季休業日を延長し、児童・生徒の安全に配慮すること、また学校における働き方改革を推進することから、規則を改正したいと考えています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

(意見・質疑の要旨)

**大木教育長職務代理者** 今回の説明で目的は理解しました。短縮することによって標準授業時数を大きく上回っている場合には、そちらを減らしていくということですが、それによって国分寺市の児童・生徒の学習などに与える影響はいかがでしょうか。

**学校教育担当課長** 学習の内容に関しては、夏季休業日を延長することで授業時数が縮小されることについて、校長会と協議を重ねてまいりました。各学校において、教務主任を中心に、時数と教育内容を見直した上で、今回、休業日を延長しても学習内容に支障はないことが確認されましたので、このような規則の改正を考えています。

**大木教育長職務代理者** 学校側とも十分な協議の上での提案であれば、理解しました。いずれにしても、豊かな学習環境を提供し、十分な学びが深められるように、引き続き教育委員会としても各学校を支援していただければと思います。

**辻委員** 熱中症対策や働き方改革という目的のためには、私もよい改正だと思います。

そもそも以前、夏季休業期間を短縮した際に、休み明けの子どもたちの様子に先生方が十分目をかけられるように、最初の1週間は会議などを入れずに、ゆったりと過ごす期間とするという目的だったかと思います。この点については、休業期間がもとに戻っても、同じように大切されるのか、その点、お聞きしたいと思います。

**学校教育担当課長** 校長会とも協議を重ねた上で、9月2日からの第2学期の開始については、小・中学校ともに午前授業という形を考えています。子どもたちは午前中に学習をし、給食後に下校という形で校長会とも話してまいりました。委員のお話にありましたように、これまで取り組んできました段階的に1日を学校で過ごす時間を増やしていくことで、長期休業日明けの児童・生徒の円滑な学校生活への順応を図ることについては、引き続き大切にしていきたいと考えています。

**辻委員** わかりました。休み明けの児童・生徒の様子に、引き続き目を配っていただけたらよいと思いました。

**教育長** もとに戻る形になりますが、次年度やってみて、どのような状況だったのかを教育委員会としてもしっかり把握をして、また考えていけたらと思います。

(採決)

原案どおり可決(全員一致)

## 8 議案第15号 国分寺市コミュニティ・スクール協議会規則の一部を改正する規則について<教育長提出>

(議案の内容と説明)

小学校及び中学校において新たにコミュニティ・スクール協議会を設置するため、必要がある。

**学校教育担当課長** 資料の新旧対照表を御覧ください。改正後に新たにコミュニティ・スクールとして、第一小学校、第十小学校にそれぞれ一つの協議会を、第四小学校及び第四中学校には両校で一つの協議会を設置することとしています。委員の人数におきましては、一つの協議会の委員として8人以内とし、複数の学校に一つの協議会を設置する場合には、2校が16人以内、3校が22人以内、4校以上が28人以内としています。御審議のほど、よろしく願いいたします。

(意見・質疑の要旨)

**大木教育長職務代理者** 第四小学校と第四中学校で合わせて一つの協議会の設置ということですが、これは今回、新たな案であると思います。このように、小学校と中学校が一つの協議会を設置することの意味について、また今後、他の学校においても、そのような形で設置というのを推進していく予定なのかということについて、説明をお願いします。

**学校教育担当課長** 小・中学校合同のコミュニティ・スクール協議会の設置については、9年間を見通して子どもたちが成長していくと考えますと、同じ学区の中の地域の方々に学校運営の方針等を理解していただき、子どもたちが義務教育の段階で成長していく支援をいただけるということで、非常に効果的であると考えています。

また、今後の見通しについては、こちらは小・中学校の初めての設置になりますので、そちらの取組状況を各学校のコミュニティ・スクールフォーラム等を活用しながら、共有をした上で、市内の学校に広げていきたいと考えています。

**大木教育長職務代理者** 第四小学校と第四中学校は近いですし、きっと今でも様々なことを協力しながら運営されてきたことと思います。ほかの小学校と中学校においても、そのような密に連携をしている学校は今までもありますし、学校教育担当課長がおっしゃったように、今後小・中学校合わせて9年間の見通しを持って進めていくことは重要になると思っています。ぜひ、今回の四小と四中の協議会の推移を見守っていただき、適切であると判断されたら、次の段階へお進みいただければと思います。いずれにしても、学校と家庭、そして地域の連携で、みんなで子どもたちを見守っていくのは当然のことですので、それがスムーズに運営されるように、教育委員会としてもぜひ協力をしていただければと思います。

**武内委員** 第四小学校と第四中学校で一つの協議会を設置することで、私自身は見えていないのですが、これまで小学校と中学校で、具体的に教育活動でどのような連携をしてきて、どういった成果が上がっているのか、あるいは課題があるのかということをお教えいただければと思います。

**学校教育担当課長** これまで小・中連携教育で、授業改善を中心に小学校の授業を中学校の教員が参観する。また、逆の場合もあり、進めてきたところです。これについては、やはり児童・生徒への理解、小学校の指導方法や中学校の指導方法の共有ということが図られ、大変効果が出ていたと考えています。

今回コミュニティ・スクールで協議会を設置することによって、地域の方を交え、9年間にわたり系統的に学習内容に取り組んでいけると考えています。

**教育長** 第四小学校を卒業しますと、ほとんどの子が第四中学校に進学するという地域の特色もありますので、まずはこの2校で一つの協議会を設置する試みをして、その成果を全校に発信していただきたいと思います。

ただ、コミュニティ・スクールというのは、案内のとおり、その地域の特色に応じた取

組が必要なので、全ての学校がこのようになるかというところではなく、よりよい形でコミュニティ・スクールを進めていけたらと思っていますので、また御指導いただけたらと思います。

(採決)

原案どおり可決（全員一致）

#### 9 議案第16号 国分寺市立学校事案決定規程の一部を改正する訓令について＜教育長提出＞

(議案の内容と説明)

国分寺市公立学校の管理運営に関する規則の改正に伴い、文言整理のため、必要がある。  
**教育総務課長** 新旧対照表を御覧ください。第1条中に規定している国分寺市公立学校の管理運営に関する規則の略称規定「管理運営規則」について、以降の各条項におきまして、引用している箇所がないことが判明したため、当該略称規定の部分の字句を削る改正を行いたいというものです。

いずれも、施行期日は公表の日からの施行です。

(意見・質疑の要旨)

な し

(採決)

原案どおり可決（全員一致）

**教育長** 続いて、議案第17号「国分寺市立第四小学校主任学校医の委嘱について」、議案第18号「国分寺市立第五小学校主任学校医の委嘱について」、また議案第19号「国分寺市立第一小学校学校歯科医の委嘱について」は一括して説明をしていただき、それから個別の採決をしていきたいと思っています。

#### 10 議案第17号 国分寺市立第四小学校主任学校医の委嘱について＜教育長提出＞

(議案の内容と説明)

国分寺市立第四小学校主任学校医が令和6年3月31日付をもって辞任することに伴い、国分寺市立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱及び職務に関する規則（平成11年教委規則第2号）第2条第1項の規定により、従前の主任学校医を解嘱し、令和6年4月1日付で新たな主任学校医を委嘱する必要がある。

**学務課長** 裏面を御覧ください。小森医師から富士川医師へ交代となり、任期は前任者の残任期間となります。

#### 11 議案第18号 国分寺市立第五小学校主任学校医の委嘱について＜教育長提出＞

(議案の内容と説明)

国分寺市立第五小学校主任学校医が令和6年3月31日付をもって辞任することに伴い、国分寺市立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱及び職務に関する規則（平成11年教委規則第2号）第2条第1項の規定により、従前の主任学校医を解嘱し、令和6年4

月1日付で新たな主任学校医を委嘱する必要がある。

**学務課長** 吉村医師から富士川医師へ交代となり、任期は前任者の残任期間となります。なお、富士川医師については、現任の第六小学校に加え、今回の委嘱により、第四小学校と第五小学校の3校兼任となります。

## 12 議案第19号 国分寺市立第一小学校学校歯科医の委嘱について<教育長提出>

(議案の内容と説明)

国分寺市立第一小学校学校歯科医が令和6年3月31日付をもって辞任することに伴い、国分寺市立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱及び職務に関する規則(平成11年教委規則第2号)第2条第1項の規定により、従前の学校歯科医を解嘱し、令和6年4月1日付で新たな学校歯科医を委嘱する必要がある。

**学務課長** 那珂医師から阿部医師へ交代となり、任期は前任者の残任期間となります。

最後になりますが、この3件の委嘱に当たり、主任学校医は国分寺市医師会、学校歯科医は国分寺市歯科医師会から御推薦をいただきました。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

(意見・質疑の要旨)

な し

**教育長** それでは、1件ずつお諮りいたします。

議案第17号、国分寺市立第四小学校主任学校医の委嘱について、原案のとおりでよろしいでしょうか。

(採決)

原案どおり可決(全員一致)

**教育長** 続いて、議案第18号、国分寺市立第五小学校主任学校医の委嘱について、原案のとおりでよろしいでしょうか。

(採決)

原案どおり可決(全員一致)

**教育長** 続いて、議案第19号、国分寺市立第一小学校学校歯科医の委嘱について、原案のとおりでよろしいでしょうか。

(採決)

原案どおり可決(全員一致)

## 13 議案第20号 学校産業医の選任について<教育長提出>

(議案の内容と説明)

国分寺市学校教職員労働安全衛生管理規則(令和3年教委規則第6号)の規定に基づき、学校産業医を選任する必要がある。



**学校指導課長** 令和6年度学校産業医候補者名簿を御覧ください。候補者として、昨年度に引き続き高木智匡氏を挙げています。高木氏は社会福祉法人浴光会の理事長です。

任期は令和6年4月1日から1年間となっています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

(意見・質疑の要旨)

な し

(採決)

**原案どおり可決（全員一致）**

#### **14 議案第21号 国分寺市社会教育委員の委嘱について＜教育長提出＞**

(議案の内容と説明)

任期満了に伴い、国分寺市社会教育委員の設置に関する条例（昭和35年条例第4号）第2条の規定に基づき、委員を委嘱する必要がある。

**社会教育課長** 国分寺市社会教育委員候補者名簿を御覧ください。任期は、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間です。委嘱は定数12人以内のところ8人の方々にお願いしたいと思っています。項番1から6までと項番8の方は再任となります。項番7の方が新任ということになります。

今回、新任で委嘱いただきたい項番7の茂呂雅仁氏については、第三小学校及び第二小学校の校長を歴任され、現在は非常勤教員として市内の小学校に在籍しており、教育アドバイザーとして勤務されています。学校教育について深い見識をお持ちの方で、学校教育の視点から意見がいただけると考えています。

なお、校長会からの選出する1人については、新年度になってから推薦をいただく予定です。候補者が決まりましたら、委員の追加の承認をお願いする予定です。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

(意見・質疑の要旨)

な し

(採決)

**原案どおり可決（全員一致）**

#### **15 議案第22号 国分寺市青少年委員の委嘱について＜教育長提出＞**

(議案の内容と説明)

任期満了に伴い、国分寺市青少年委員の設置に関する条例（昭和40年条例第18号）第3条の規定により、委員を委嘱する必要がある。

**社会教育課長** 国分寺市青少年委員候補者名簿を御覧ください。任期は、令和6年5月1日から令和8年4月30日までの2年間となります。委嘱については、定員15人以内のところ、12人の方々にお願いしたいと思っています。全員の方が再任となります。

青少年委員の職務の中で社会教育課の事業として、主に小学校5、6年生を対象としたわんぱく学校と、中学生以上を対象とした青少年地域リーダー講習会の指導者として携わ

っていただいています。それぞれ10回ほど年間に活動を実施していきまして、わんぱく学校では体験学習や仲間との交流を通じて、感受性、人間性を伸ばし、地域の未来のリーダーとしての資質を身につけることを目的としています。地域リーダー講習会では、子どもからお年寄りまでの橋渡し役となり、豊かな地域づくりに貢献できる青少年のリーダーとして育成することを目的として、活動していただいています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

(意見・質疑の要旨)

教育長 全員再任ということですね。

社会教育課長 はい。

教育長 今やっただいただいている方で、お辞めになる方もいないのですね。

社会教育課長 現在の人数も同じ12人で、12人全ての方がここで再任ということで、お辞めになる方は1人もおりません。

(採決)

原案どおり可決（全員一致）

#### 16 議案第23号 国分寺市文化財保護審議会委員の委嘱について<教育長提出>

(議案の内容と説明)

任期満了に伴い、国分寺市文化財の保存と活用に関する条例（平成22年条例第24号）第33条の規定により、委員を委嘱する必要がある。

ふるさと文化財課長 委員候補者一覧を御覧ください。委員定数は8人ですが、現在7人に委嘱をしていきまして、3月31日をもって現委員の任期が満了します。そのため引き続き、現在7人の委員を、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間、文化財保護審議会委員として委嘱したく、提案するものです。

御審議のほど、よろしくお願いします。

(意見・質疑の要旨)

教育長 こちらも全員再任ということで、お辞めになられる方はいないということですね。

社会教育課長 おっしゃるとおりです。

(採決)

原案どおり可決（全員一致）

#### 〔協議〕

な し

#### 〔報告〕

##### 1 令和5年度国分寺市教育委員会児童生徒表彰被表彰者一覧について

(事務局からの説明)

教育総務課長 資料 No. 1 を御覧ください。前回の教育委員会定例会において、今年度の児童・生徒表彰の概要について報告しましたが、その後の3月4日に、被表彰者及びその

保護者をお呼びして、これらの方々の御了解のもと、氏名、学校名等をお示しして、表彰式を開催しましたので、別紙資料のとおり、再度報告するものです。説明は以上です。

(意見・質疑の要旨)

**教育長** 先日は教育委員の皆さまにも表彰式に参加いただき、誠にありがとうございました。被表彰者の一覧ということで、このように報告することができました。これを励みとして多くの方がまた来年表彰されることを期待したいと思っています。

**大木教育長職務代理者** 私も出席し、児童・生徒の皆さんが非常によく頑張っているということを大変うれしく思いました。

一つだけお願いといえますか、気になった点があり、第三中学校の剣道部が表彰されましたが、そのときに盾が一つしか用意されていませんでした。いろいろと予算の関係もあって盾を全員分というのは難しいかもしれませんが、団体としての表彰ではあっても、個々のお子さんたちも頑張っていたので、できれば賞状などは1人ずつに差し上げられるような、そういう検討の余地はないかと思いました。

やはり団体として表彰されたといっても手元に何も残らない形はどうかと思いましたので、今年度は団体として一つの用意ということであれば、次年度以降、検討いただければと思います。

**教育総務課長** 次年度検討したいと思います。

**教育長** ぜひ検討をお願いいたします。

## 2 令和6年度小・中学校の教育課程について

(事務局からの説明)

**稲村指導主事** 報告2「令和6年度小・中学校の教育課程について」を説明します。資料No. 2を御覧ください。

各小・中学校は、国分寺市公立学校の管理運営に関する規則に基づき、次年度の教育課程として学校の教育目標や、それを達成するための基本方針、指導の重点等を教育委員会に届け出ています。

資料の項番1は、令和6年度の重点事項であり、教育目標を達成するための重点を第2次国分寺市教育ビジョンを踏まえた上で設定しています。

項番2の特色ある教育活動の左側は、国分寺学の完全実施を含めた地域と連携した教育活動について記載しています。国分寺学とは、現在、国分寺市について実施している地域の特色を生かした学びを整理・系統化していくものであり、令和6年度の完全実施に向けて、各校及び各中学校ブロックで地域教材の活用や、地域との連携の視点を取り入れた取組について検討してきたところです。また、表の右側にはその他の特色ある教育活動として、各校が特に注力する教育活動をお示ししています。

裏面を御覧ください。通常の学級と特別支援学級の小学校第6学年及び中学校第3学年の年間の授業日数や授業時数を一覧にしています。授業時数についても適切に設定しています。学校指導課では、各校において教育課程が適正に実施され、学校の取組が充実するように、指導や助言に努めてまいります。

(意見・質疑の要旨)

**教育長** いよいよ来年度から国分寺学も完全実施に向けて、各校が進めている状況です。その点について、特色ある教育活動についてお示ししています。

**武内委員** 私自身も校長として、国が言っている「個別最適な学び」、「協働的な学び」というのは、理解はできるのですが、実際の授業の場面の中で、個別最適な学びの場面をつくるというのは非常に難しいと思っています。むしろ協働的な学び、集団の中での生徒間の対話を通して、自分の考えを出し合って、それを表現できるような授業場面が極めて大事だと考えるのですが、例えば授業45分の中の5分間、「個別最適な学び」として端末に向かってその子の学力に応じたような、例えば問題解答するとか、そういうようなことを国分寺市の中ではやられているのでしょうか。どのように進めているのか教えていただければ幸いです。

**稲村指導主事** 各校において、1人1台端末を活用した取組をこの数年間かけて事例を様々挙げてきました。委員からも話がありましたように、それぞれの学力の段階に応じた問題を解くという時間を設定する学校もありますし、例えば、それぞれ調べ学習の観点を個人によって、個人に応じて進めていく。それを先ほどおっしゃったように「協働的な学び」の場面で実際に共有して行って、全体を見渡していくというような授業づくりに努めている学校もあります。令和5年度については、学校指導課訪問等においても、そういったICTを活用した「個別最適な学び」、「協働的な学び」の授業改善で、実際に実践していることを学校指導課としても各校で見えてきたところです。

**武内委員** ありがとうございます。私も授業を拝見するのを楽しみにしています。

**教育長** ぜひ御覧いただいて、実態を把握していただき、また御指導いただきたいと思います。

個別の課題に応じた学びを保障していくのは、なかなか準備も大変でしょうし、難しいところもあると思います。ぜひそのあたりも研究していただいて、広めていただけたらと思います。果敢にチャレンジしていただきたいと思います。

## 〔その他〕

なし

## 〔閉会〕

午前10時56分、教育長は閉会を宣言した。

署名委員

3 番

武内 彰

4 番

大木 桃代

調製職員

廣瀬喜朗

保谷裕子